

2 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童生徒等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

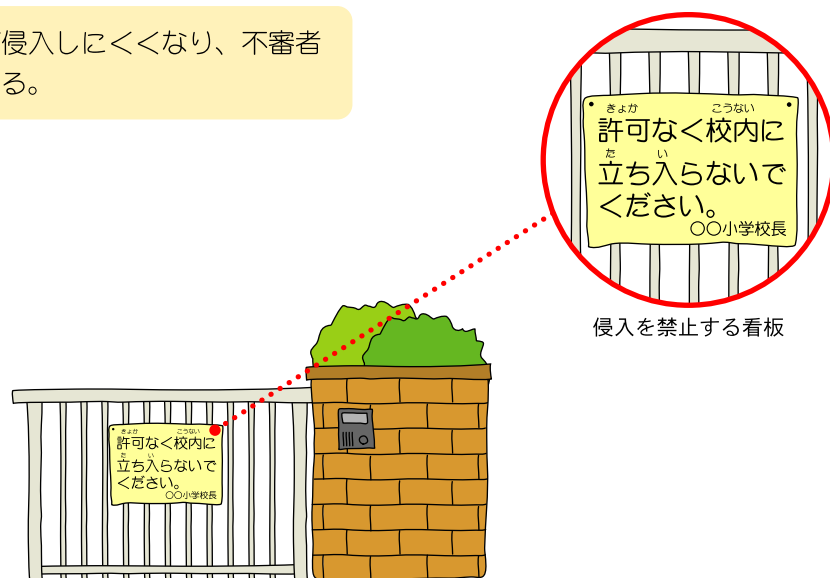
① 出入口を限定し、門扉を適切に管理すること。

出入口を限定することで、人の出入りを管理しやすい状況にしておくことが有効となる。



② 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等を設置すること。

看板等を設置することで、無用な人が侵入しにくくなり、不審者が侵入しにくい環境づくりに有効となる。



③ 来校者用の入口及び受付を明示すること。

来校者の入口及び受付を明示することで、ある程度動線（人が移動する方向・頻度などを示す線）を限定できる。このように、来校者と不審者との区別をつけやすいようにしておくことが有効となる。

④ 個人情報の保護に配慮しつつ、来校者に対する名簿の記入及び来校証の使用を要請すること。

来校者に名簿の記入及び来校証を使用してもらうことで、不審者を識別しやすいようにすることが、不審者を寄せ付けないことにつながる。なお、名簿を記入する際に他の来校者の記載内容が見えないように配慮することが必要となる。



⑤ 来校者へのあいさつ運動を励行すること。

普段からあいさつを心がけることは、学校等のみならず地域においても犯罪を抑止していく有効な手段である。



2 施設、設備等の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童生徒等に対する危害を防止するため、見通しが良く死角が無い施設の整備に努めるとともに、次のような施設、設備等を点検し、き損や問題点がある場合は速やかに整備に努めるものとする。

防犯対策に係る施設、設備等の点検については、定期的に、また、必要に応じて臨時（※）に行うことが重要である。
※学校施設の侵入事件等は、模倣犯の犯行を引き起こす可能性があるため、こうした事件が発生した場合は警戒を強めるとともに、臨時に点検を行うことが重要となる。